

# 「電波利用料の見直しに関する検討会」 ご説明資料

平成25年5月13日  
一般社団法人 日本民間放送連盟



# 放送番組(ソフト)の責務を勘案した特性係数

## ～国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの～

- 災害発生に際して、適時適切に災害放送を行い、国民の生命、財産の保護に尽力している。（放送法第108条：災害放送義務）
  - ・ 24時間・365日、取材と報道を継続。
  - ・ 平常時から非常時を想定した設備投資や体制整備を実施。  
（例）報道用のヘリコプター、FPU、SNG、原発情報カメラなど
  - ・ 非常に採算を度外視して報道を続ける放送局は、公共的役割を担う事業体。
  - ・ 取材活動によって集めた膨大な災害情報の中から、刻々と変化する情勢に応じて、「国民の安心・安全」に寄与する情報を選択し、放送責任を負って無線の放送でリアルタイムに報道することは、放送局が果たすべき固有の公共的役割。
  - ・ 災害発生時に通信事業者が果たす公共性や通信の重要性とは本質的に異なる。

⇒ ● 災害放送を適時適切に実施するためには、各社の放送業務全体において、平常時から非常時を想定した設備投資や体制整備が必要であり、経営上の負担が極めて重い。

● 現行の特性係数は、この責務を勘案した適切な措置。  
国民・視聴者の利益にも適うものであり、今後も維持が必要。

# 東日本大震災にみる「放送」の役割

東日本大震災という未曾有の大災害に直面した放送事業者は、  
基幹メディアとしての公共的使命を果たすべく、  
全力で災害報道にあたった。

支局や中継局、報道機材などに甚大な被害を受け、  
広範囲かつ長期間の停電に見舞われる中で、  
放送を継続し、被災者、視聴者への情報提供を行った。

# 東日本大震災の緊急対応(仙台放送、東日本放送)

## テレビ放送を被災地に届ける使命



- 津波被害があった沿岸部は復電のメドも立たず
- ▼在仙台の放送事業者で協力し11中継局に発電機を設置・給油する。

3月12日(土)正午 A重油4kl  
富山より新潟～山形ルートにて  
10時間かけて到着

# 東日本大震災の緊急対応 (IBC岩手放送)

## ラジオ放送を被災地に届ける使命

中継局まで歩いて燃料補給



震災翌日、通行止の道を  
瓦礫を越えて10km歩いての  
燃料補給



3月16日、雪道を3時間半歩いての燃料補給



3月13日、がけ崩れで  
通行止の道を迂回しての  
燃料補給

資料提供：IBC岩手放送

# 東日本大震災の緊急対応

## 最前線での取材活動



↑ 中京テレビ応援クルーによる中継の様子



↑ 日本テレビ応援クルーによる中継の様子



← 福島第一原発1km圏内  
防護服を着ての中継

資料提供:宮城テレビ放送、  
日本テレビ放送網、  
中京テレビ放送 5

# 福島第一原発事故 放送事例①

## 報道する使命

福島中央テレビ  
富岡中継局鉄塔



情報カメラ

(第一原発から17km、第二原発から10km)



福島第一原発1号機 爆発時の映像  
(2011年3月12日OA)

# 福島第一原発事故 放送事例②

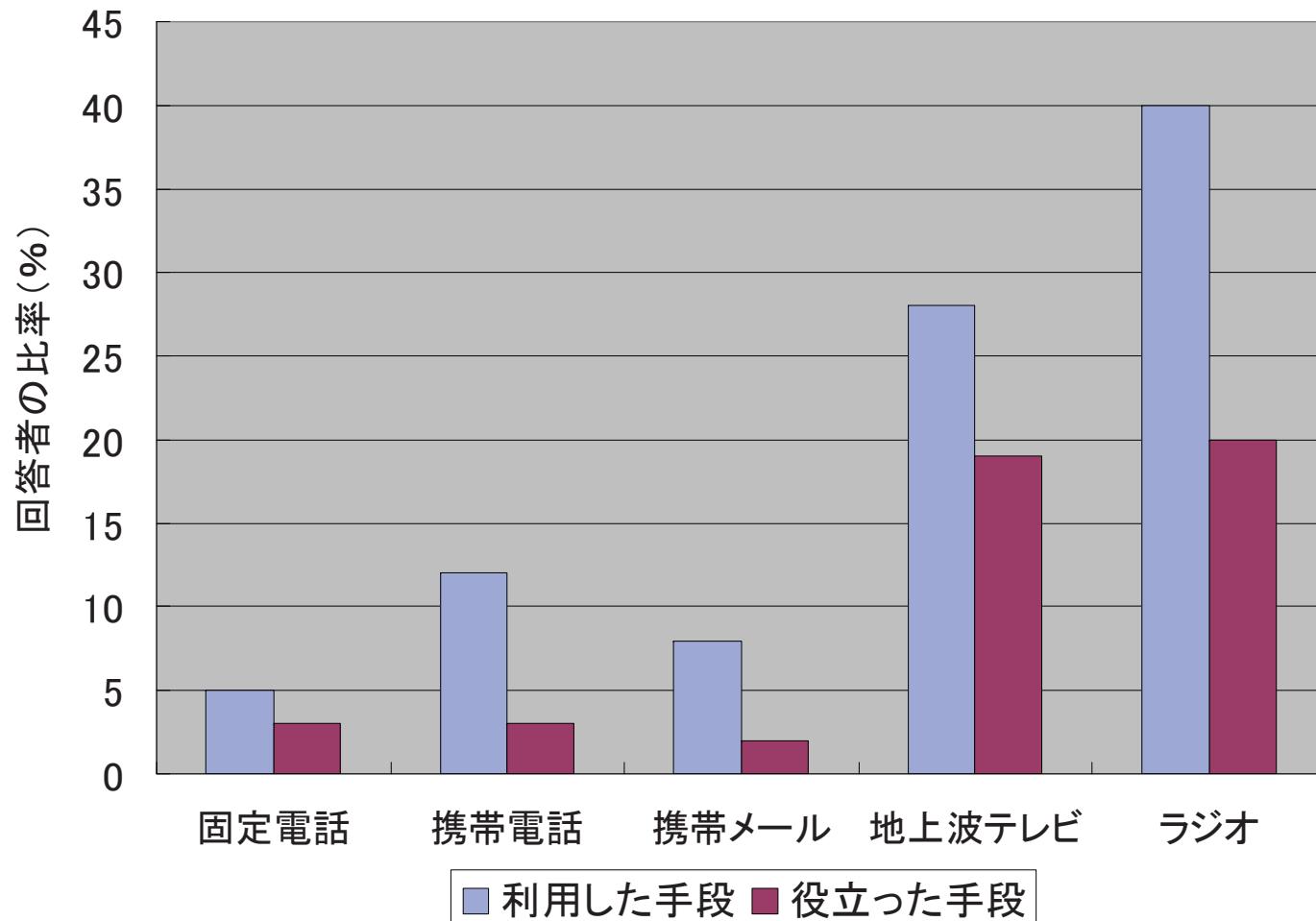


福島第一原発3号機 爆発時の映像  
(2011年3月14日OA)

資料提供：福島中央テレビ（情報カメラ映像）

# 災害時における情報収集手段

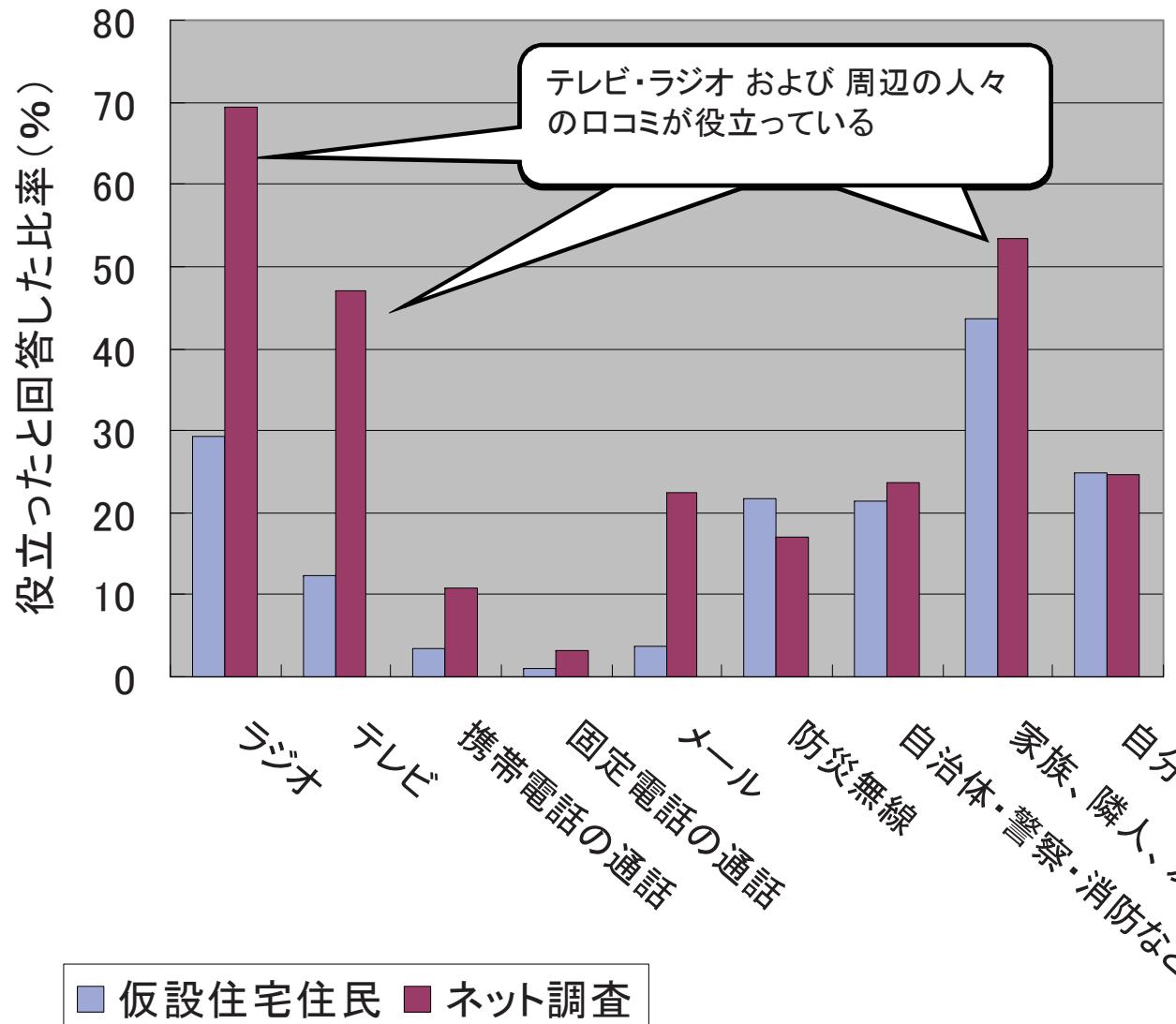
## ① 東日本大震災発災直後の情報収集手段と評価



- 発災直後や津波情報の収集では、即時性の高い放送型ツールの利用率が高く、特にラジオとテレビは有用性が高い。
- テレビは「利用した手段」と「役立った手段」の評価の乖離が少ない。

# 災害時における情報収集手段

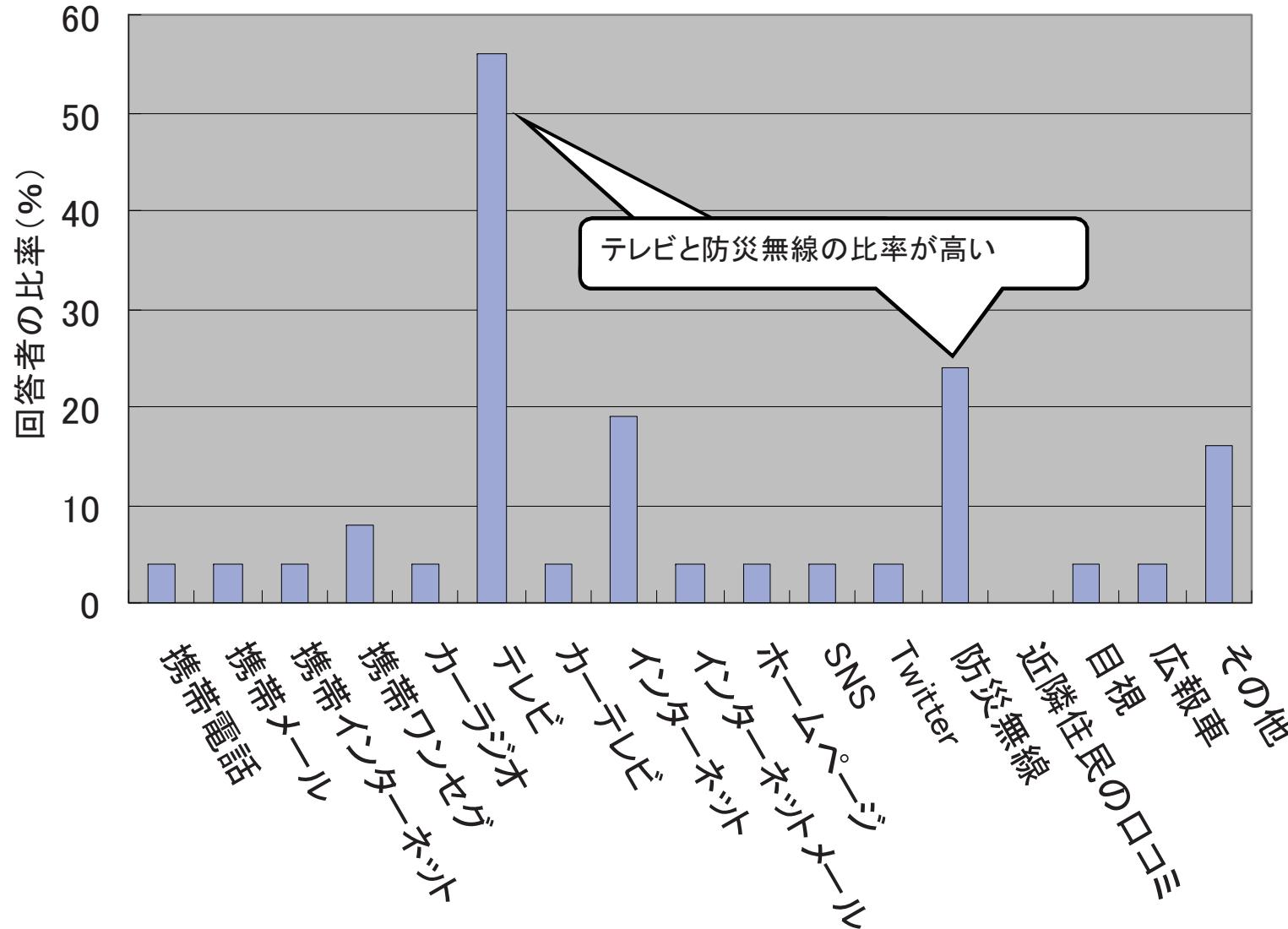
## ② 地震・津波から避難する際に役立った情報源



● 地震・津波から避難するのに実際に役に立った情報源は、ラジオ、テレビに加え、家族・隣人・友人など周りの人々であった。

# 災害時における情報収集手段

## ③ 原発に関する情報収集手段



●テレビの比率  
が最も高く、次  
いで防災無線と  
なっている。

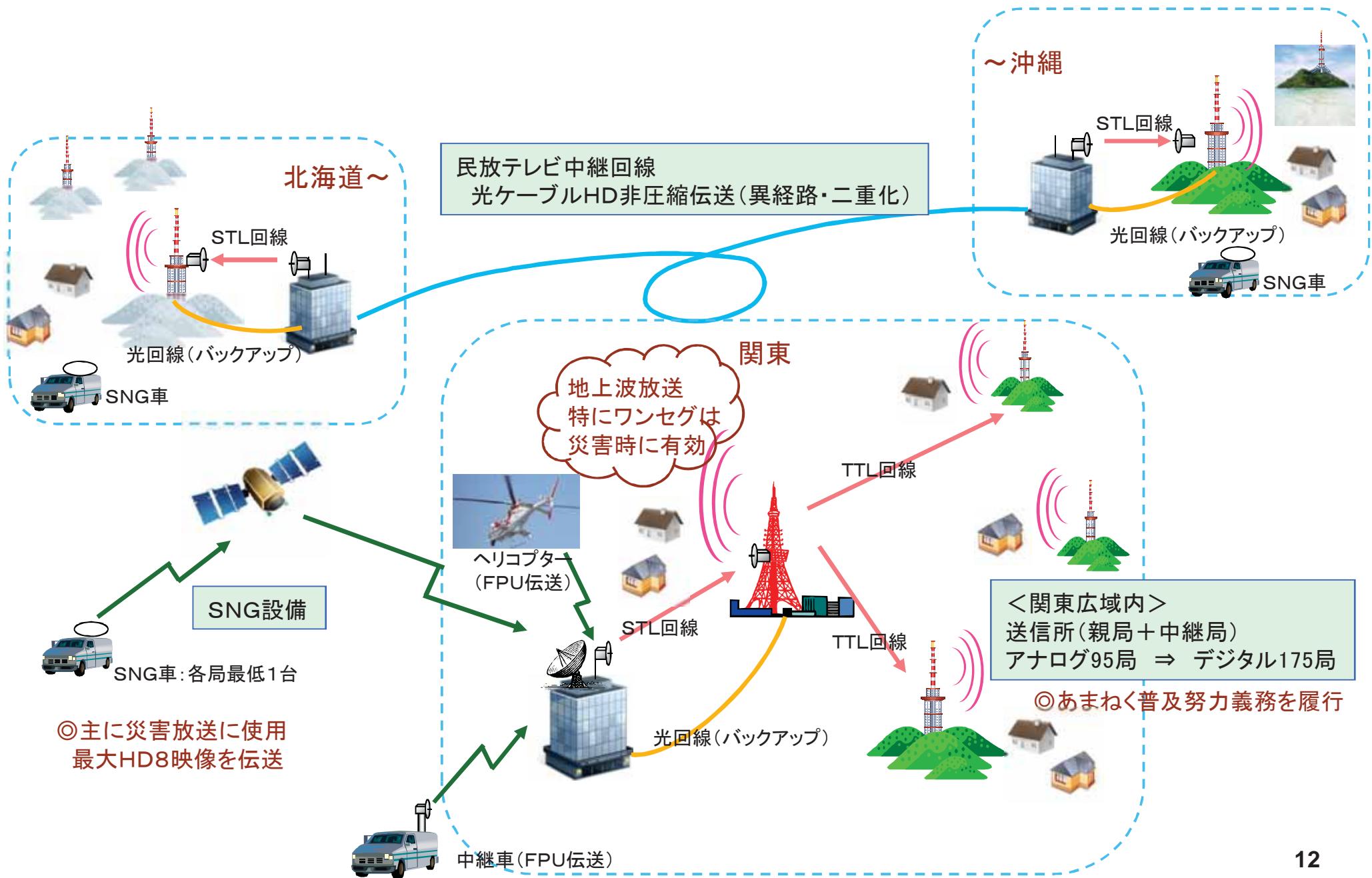
# 送出・送信施設(ハード)の責務を勘案した特性係数

## ～国民への電波利用の普及に係る責務等～

- 地上民放テレビ・ラジオ社はユニバーサルサービスに準ずる責務を負い、国民・視聴者の期待にしっかりと応えている。(放送法第92条 : あまねく普及努力義務)
  - ・ 2011年7月24日(被災3県は2012年3月31日)のアナログ放送終了計画を延期することなく、中継局ロードマップに沿って、全国の放送対象地域内に地デジ中継局(約1万2千局)をくまなく置局。  
※ 地元のテレビ放送を見られない難視世帯は全国8万世帯まで減少。2015年3月までに難視対策を完了予定。
  - ・ 東日本大震災の被災地の民放テレビ・ラジオは、支局や中継局、報道機材などに甚大な被害を受け、広範囲かつ長期間の停電に見舞われる中で、自家発電に切り替えて中断なく放送を継続し、被災者、視聴者へ情報提供。

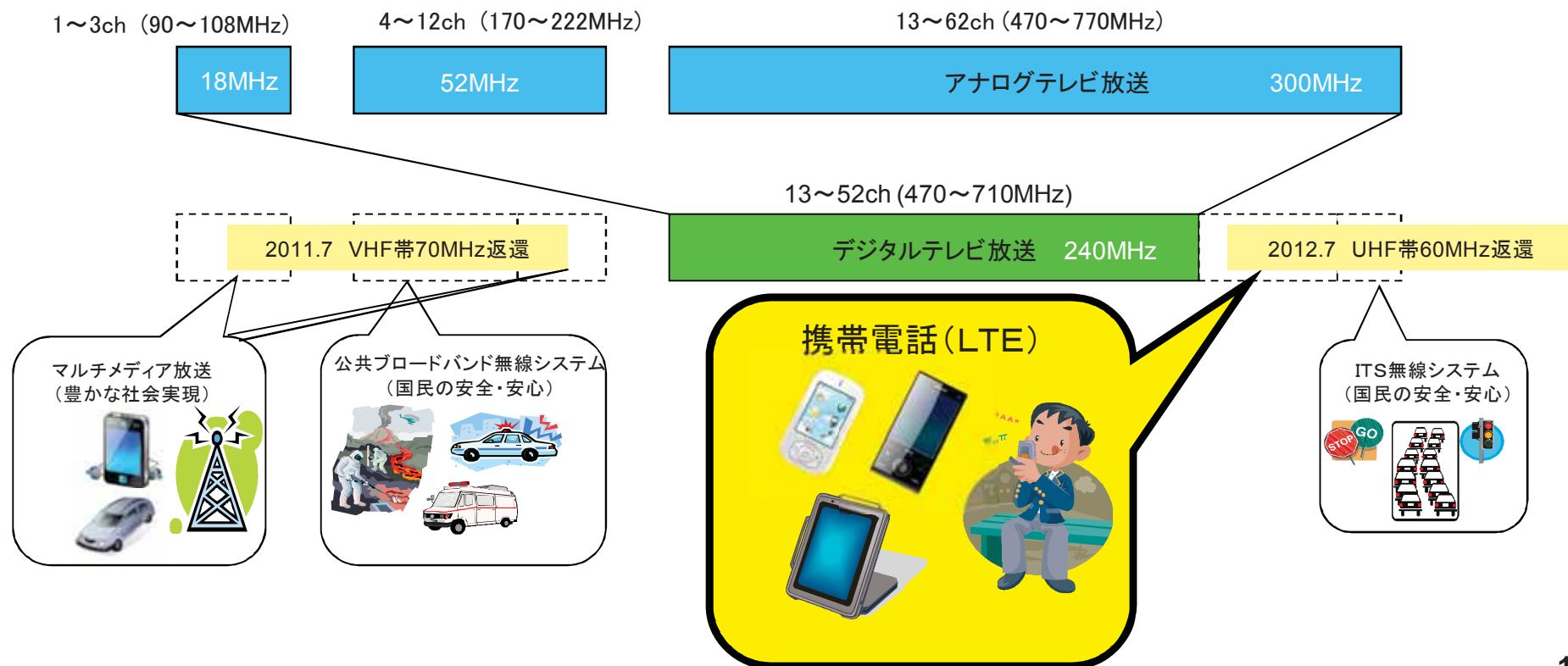
- ⇒ ● 放送番組をあまねく届けるために、地上民放テレビ127社は総額1兆440億円の地デジ化設備投資を行った。地方局では年間売り上げに匹敵する設備投資を行っており、経営上の負担が極めて重い。
- 現行の特性係数は、この責務を勘案した適切な措置。国民・視聴者の利益にも適うものであり、今後も維持が必要。

# 非常時を想定した広範な設備投資や体制整備が必要



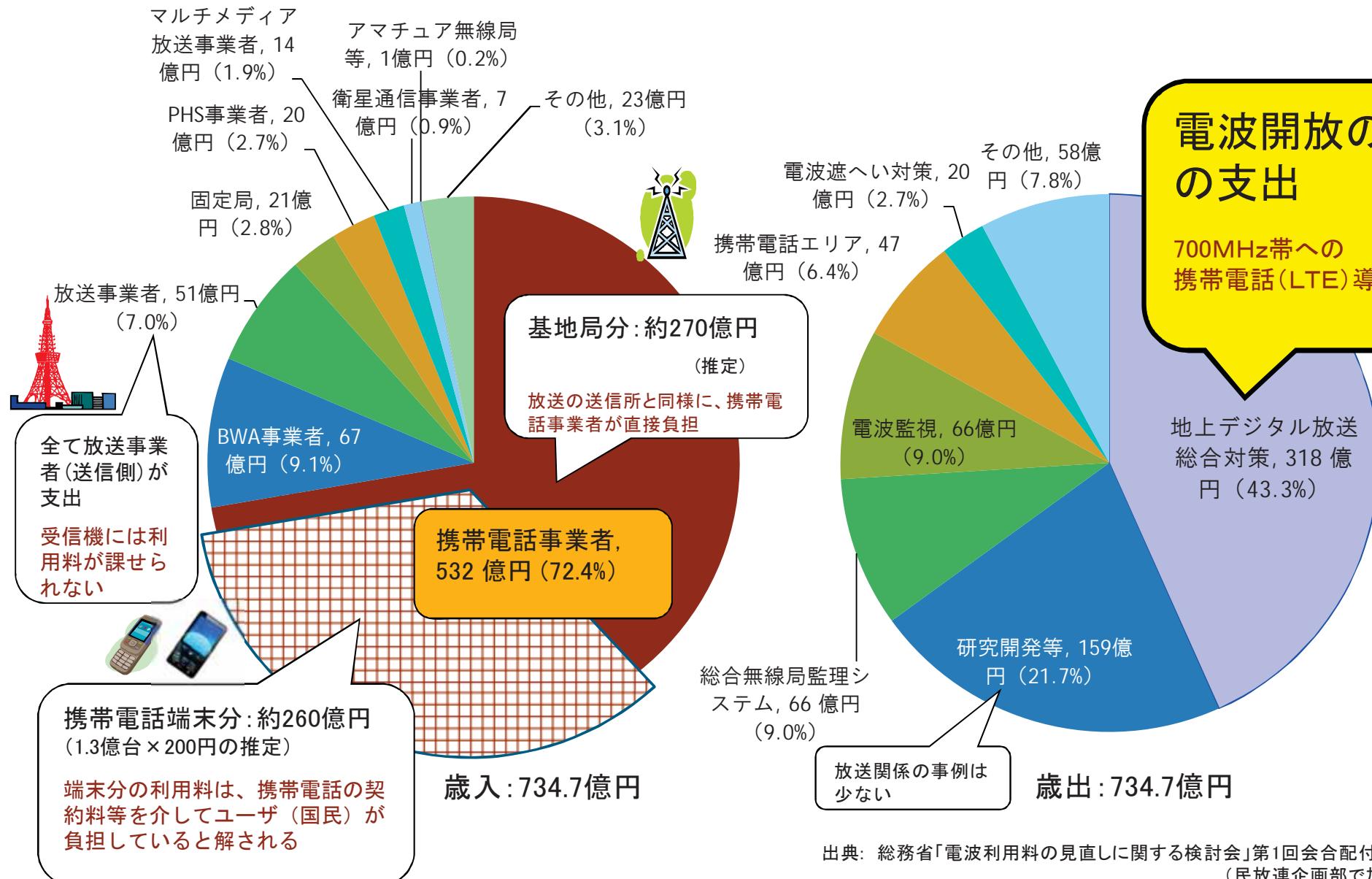
# 地デジ対策は電波開放のための共益費 ～放送の受益と負担はアンバランスではない～

- ・ 2011年7月(東北3県は2012年3月)、日本は世界に類のない円滑な地デジ移行を成し遂げた。
- ・ 高齢者や低所得者層へのきめ細かい受信支援を中心とした地デジ対策を実施したことによって、下図のとおり合計130MHzの周波数を開放し、携帯電話(LTE)など新たな無線サービスの導入が可能となった。



# 地デジ対策は電波開放のための共益費 ～放送の受益と負担はアンバランスではない～

## 電波利用料の歳入と歳出(平成24年度)



出典：総務省「電波利用料の見直しに関する検討会」第1回会合配付資料  
(民放連企画部で加筆)

# 地デジ対策は電波開放のための共益費 ～放送の受益と負担はアンバランスではない～

---

## ● 受益と負担のバランスについて

- ・ 電波利用料を財源とした地デジ対策は、130MHzの周波数を早期に開放し、跡地を携帯電話等に割り当てるための施策。
- ・ 地デジ対策は国民全体の受益となるため、電波法改正の国会審議を経て、電波利用共益事務に位置付けられている。

⇒● 「国民全体」の受益である地デジ対策費と、「放送」の負担額を比較して  
バランスを論じることは妥当でなく、アンバランスとの指摘はあたらない。

# 放送の受益と負担はアンバランスではない ～放送の負担は責務に鑑みて妥当～

## ● 無線システムの目的と負担について

- ・ 電波利用料制度の設計はさまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要。
- ・ 地上放送は、
  - ① 国民に必要な情報を同時に輻輳なく伝達可能であり、「無線局全体のひつ迫対策」に貢献するものであること、
  - ② 放送方式／受信機が長期間にわたり変更できること、
  - ③ 携帯電話と異なり、個別事業者専用の周波数割り当てでないこと<sup>(注)</sup>など無線システムのあり方が携帯電話と大きく異なることに配慮が必要。  
単純な比較は不適切。

(注)テレビ放送に割り当てられた周波数帯域は合計240MHzであり、NHKを含む地上テレビ128社・全国約1万2千局の送信所が「放送用周波数使用計画」(チャンネルプラン:総務省告示)に則り、この周波数帯域を共同利用するため、置局場所やチャンネル選択において相応の制約が生じる。

- ⇒ ● 放送事業者の電波利用料負担は法律に定めがあり、現に放送が果たしている責務に鑑みて、概ね妥当な負担規模だと考える。
- 「無線システムにかかわらず(放送にも携帯電話にも)一律の料額を課したらいかがか」との一部意見に対しては、高い収益をあげうる電波利用システムばかりを存続させ、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムを排除する仕組みを志向するものと受け止めており、妥当ではないと考える。

# 最後に

---

- 地上放送が果たすハード・ソフト両面の法律上の責務に鑑み、現行の2つの「特性係数」は維持すべきと考える。
  - 地デジのチャンネルリパックの完了により、テレビ放送が使用する周波数帯域が240MHzに減少したことを踏まえ、今回の見直しにおいて、地上テレビ放送の負担額は一層低減されるべきものと考える。
  - 電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要。3年ごとに制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねない。
- ⇒ 放送と通信の違いを踏まえて、電波利用料制度を検討していただきたい。

## <参考> 民放連提出意見の要旨 (2013年3月)

- (1) 電波利用共益費用としての現行制度の枠組みは妥当。歳入、歳出規模は抑制的にすべき。
- (2) 電波の経済的価値を過度に反映すべきでない。電波利用料の制度・料額の継続性、安定性が重要。
- (3) 放送の電波利用料にかかる「特性係数」は適切であり、今後も維持すべき。
- (4) 携帯電話は放送と比較して、電話機を含む無線局数が圧倒的に多く、応分の電波利用料負担になっている。携帯電話と放送の利用料負担がアンバランスとは言えない。
- (5) 電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して多寡を論じるべきものではない。